

議案第83号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(新居浜市職員定数条例の一部改正)

**第1条** 新居浜市職員定数条例(昭和34年条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条中「に常時勤務する」を「の一般職の常勤の」に、「副市長、監査委員、教育長及び臨時職員」を「臨時の職に任用された職員」に改める。

(新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

**第2条** 新居浜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

第4条第2項中「の定めるところによる」を「で別段の定めをしない限り、いかなる給与も支給しない」に改める。

(新居浜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

**第3条** 新居浜市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「期間、給料の月額(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)第2条に規定する基本報酬の額)」に、「以下を」を「以下に相当する額を給与から」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

**第4条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成16年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第5条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正)

**第6条** 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例(平成7年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

(会計年度任用職員等の勤務時間及びその他の勤務条件)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間及びその他の勤務条件については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める。

2 臨時的に任用される職員の勤務時間及びその他の勤務条件については、この条例の規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が別に定めることが

できる。

(新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

**第7条** 新居浜市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「第19条」を「第19条第1項」に、「任命権者が」を「規則で」に改める。

第7条第1項中「第22条第1項」を「第22条第1項（新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号。以下「会計年度任用職員の給与条例」という。）第14条の規定により準用する場合を含む。）」に改め、同条第2項中「している職員」を「している職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。

第8条中「した職員」を「した職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」に改める。

第20条第3項中「第19条」を「第19条第1項」に、「任命権者が」を「規則で」に改める。

第21条中「第12条」を「第12条（会計年度任用職員の給与条例第17条の規定により準用する場合を含む。）」に、「第20条」を「第20条又は会計年度任用職員の給与条例第15条」に改める。

(新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

**第8条** 新居浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」を「地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」に改める。

(新居浜市職員互助会条例の一部改正)

**第9条** 新居浜市職員互助会条例（昭和45年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常勤の市の職員」を「一般職の常勤の職員（臨時の職に任用された職員を除く。）」に改める。

(新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改

正)

**第 10 条** 新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

（5）給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

（新居浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

**第 11 条** 新居浜市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 203 条の 2 第 4 項」を「第 203 条の 2 第 5 項」に、「もの（」を「もの（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 5 号に規定する者を除く。」に改める。

第 6 条第 1 項中「（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 3 号」に改める。

第 7 条第 2 項ただし書中「第 3 条第 3 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 3 号及び第 3 号の 2」に改める。

（新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正）

**第 12 条** 新居浜市職員の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員」を「職員（同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。）」に改める。

第 24 条中「臨時、嘱託又は非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）」を「臨時的に任用される職員」に改める。

（新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

**第 13 条** 新居浜市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 43 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員（以下「職員」という。）」を「職員」に改める。

第16条を次のように改める。

(給与の特例)

第16条 単純な労務に雇用される職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものについては、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。

2 単純な労務に雇用される職員で臨時的に任用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、任命権者が別に定める。

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

**第14条** 新居浜市職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第6条の5第2項を次のように改める。

2 前項の「基本給月額」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 新居浜市職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)に規定する給料及び扶養手当の月額の合計額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第 号)に規定する給料の月額

第7条の2第1号及び第2号並びに第7条の3第1項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

附則第10項中「第6条の5第2項に規定する新居浜市職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される」を「第6条の5第2項第1号に規定する」に、「給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるもの」を「給料の月額」に改める。

附則第11項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

1 2 第2条第2項本文に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項本文の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

1 3 前項の規定の適用を受ける者（引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。）に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

（新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

**第15条** 新居浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

（給与の特例）

第16条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものについては、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。

2 企業職員で臨時的に任用される職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第10条の規定による改正後の新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を

整備するため、本案を提出する。